



平成 28 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 多 木 化 学 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 多 木 隆 元
(コード 4025 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 長 正 木 貴 久
(TEL. 079-437-6002)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は、ポリ塩化アルミニウムの取引に関し、公正取引委員会より、独占禁止法に違反する行為が認められるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に全力で努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

ポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、当社は、違反行為が消滅していることを確認すること、以後、同様の違反行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額：2756 万円
- (2) 納付期限：平成 28 年 9 月 6 日

3. 役員報酬の減額

信頼回復に向け再発防止に取り組む姿勢をより明確にするため、全取締役(社外取締役を除く)の役員賞与を10%減額することといたしました。

4. 業績に与える影響

平成 27 年 12 月期第 4 四半期会計期間において、課徴金納付命令に基づく課徴金の額 2756 万円を特別損失として計上しております。本件による影響は軽微であり業績予想の修正はありません。

以 上